平成２９年（フ）第１３７４号
札幌市北区北27条西12丁目６番８号　トミーハイツ13号棟50号
債務者　木本智恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７９号
札幌市東区北30条東19丁目５番13号　メロディーハウス102号
債務者　青山　清隆
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０５号
札幌市豊平区月寒東４条10丁目５番９号
債務者　小野　　護
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８５号
札幌市白石区本郷通４丁目北４番１号　カサデューク本郷通72―302号
債務者　児玉　利信
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９６号
札幌市西区二十四軒４条４丁目２番10―402号
債務者　小林　祥三
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０１号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番９―203号
債務者　反町　雅彦（旧姓庵原）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５１６号
札幌市東区北15条東６丁目４番65―310号、申立時の住所札幌市白石区平和通１丁目南１番46―305号
債務者　谷口　聖司
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７２号
札幌市豊平区西岡３条１丁目２番９―201号
債務者　遠山　正明
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０１号
札幌市白石区東札幌１条３丁目４番５号　メゾン・クレールＡ―106号
債務者　兼近　万葉（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５２号
札幌市東区北27条東17丁目１番２号　スピカ元町306号
債務者　海藤友未佳
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５号
北海道美唄市東明５条１丁目２番３号
債務者　小野　勝則
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道岩見沢市３条東17丁目41番地　ＳＴＭ３・17　１号室
債務者　小林　浩美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２０４号
群馬県吾妻郡高山村大字中山3955番地15
債務者　石坂キヨミ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１８号
群馬県伊勢崎市曲沢町1457番地
債務者　関川　浩之
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７７４号
京都市山科区川田菱尾田６番地37
債務者　**西脇**　一光
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０２号
京都市伏見区深草佐野屋敷町11―４　フレンズ墨染301、住民票上の住所京都市伏見区深草直違橋南１丁目522番地
債務者　松本　郁子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１６号
京都市西京区桂上野中町171番地　ル・ソレイユ桂川　302号
債務者　中山　泰佑
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係